

裏面白紙

八〇

特整登一五三年

昭和二十三年三月十三日

特別調達廳調整局企畫課

總理府官房總務課 印中



特別調達廳改訂分課規程送付の件

今般特別調達廳機構に一部變更あり

（一）經理局は從來予算、司計及び經理の三課であつたものが、予算

司計、經理第一、經理第二、及び出納の五課となり

（二）契約局需品部は需品調査、需品入札及び需品契約の三課であつたものが、木材契約、家具契約、金屬化工契約、建材契約、電氣資材契約、管工事資材契約、設備器具契約及び用品契約の八課になり

特別調達廳

裏面白紙

△技術局企畫部に新たに維持工事費算課を新設することとなつた

よつて從來の分課規定の第十一、十四、十五、十九、二十、二一、二七の各條を變更し第三六條の後に一條を加へ且つ條文番號を改め別添の通り改訂分課規定二部を送付するから御査收ありたい。

特別調達廳分課規程

特別調達廳分課規程

(昭和三十二年十一月一日規定 昭和三十三年三月二十七日改正)

第

一條 秘書室においては左の事務を掌る。

一、役員の秘書に関する事項

二、業務部に対する三課を置く。

庶務課

人事課

会計課

第

三条 庶務課においては左の事務を掌る。

一、理事会に関する事項

二、職員印及び處印の保守に関する事項

三、文書の接受、發送、編纂及び保存に関する事項

四、証書、速記、翻譯並びに通譯に関する事項

五 電話の運営に関する事項

六 乗用車の維持運営に関する事項

七 其の地一般庶務に関する事項

八 他の課の所管に属しない事項

第四條 人事課においては左の事務を掌る。

一 機密に関する事項

二 職員の進退身分及び賃與に関する事項

三 職員又は婦人の福利厚生に関する事項

第五條 会計課においては左の事務を掌る。

一 費用の整理及び歳内物品の会計に関する事項

二 備入の人事に関する事項

三 裏内の庶務に関する事項

四 支局の歳費の整理及び物品會計の検査に関する事項

第六條 調整司に左の四課を置く。

企画課

審査課

建物課

教養監査課

第七條 企画課においては左の事務を掌る。

一 施設の組織及びその運営の調査企画に関する事項

二 調達計画に関する事項

三 法令の企画及びその効果の検討に関する事項

四 諸機関の企画に属しない事項

五 其の他一般的企画に関する事項

六 他の課の企画に属しない事項

七 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第八條 審査課においては左の事務を掌る。

一 調達要求書、覺書及びその他連合國軍より送入文書の審査配分に関する事項

二 成業文書の審査に関する事項

三 他局の所管に属しない事務の回答の起案に関する事項

四 支局の行う同種業務の監督に関する事項

五 調達計画、手帳及び関係法令の周知に関する事項

六 調達に関する連絡及び便宜供與に関する事項

七 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第十條 教養監査課においては左の事務を掌る。

一 本廳及び支局の業務監査並びに業務指導に関する事項

二 本廳及び支局職員の教養訓練に関する事項

第十一條 総理局に左の五課を置く。

豫算課

司計課

総理第一課

出納課

第十二條 豫算課においては左の事務を掌る。

一 事業費の収算の論成及び要求に関する事項

二 融資計画に関する事項

三 他課の所管に屬しそい事項

四 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第十三條 司計課においては左の事務を掌る

一 事業費の記録並びに歳計に關する事項
二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第十四條 聰理第一課においては左の事務を掌る。

一 工事契約、役務契約（但し 納入代行役務契約を除く）及び不動産契約の
事業經理に關する事項

二 其の他經理第二課に屬しない事業費の經理に關する事項

三 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第十五條 聰理第二課においては左の事務を掌る。

一 需品契約の事業費の經理に關する事項

二 請入代行役務契約の事業費の經理に關する事項

三 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第十六條 出納課においては左の事務を掌る。

一 事業費の出納に關する事項

二 事業費の決算に關する事項
三 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第十七條 美鈴局に左の部課を置く。

工事部

二 事調査課

二 事入札課

二 事契約課

需品部

木才契約課

家具契約課

金屬機工契約課

美古契約課

危険資材契約課

官工事資材契約課

設備器具契約課

用品契約課

役勢部

役勢調査課

役勢入れ課

不動産部

不動産調査課

不動産契約課

第十八條 工事調査課においては左の事務を掌る。

- 一 工事請負業者の調査選定に関する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第十九條 工事入れ課においては左の事務を掌る。

- 一 工事の入れに關する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第二十條 工事契約課においては左の事務を掌る。

- 一 工事契約締結に關する事項
 - 二 地の許認の所管に屬しない事項
 - 三 支局の行う同種業務の監督に関する事項
- 第三十一條 木材契約課においては左の事務を掌る。
- 一 木材、収具を除く木村農品及び梱包用農工品の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入れ並かに契約の締結に關する事項
 - 二 契約の所管に屬しない事項
 - 三 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第二十二條 家具契約課においては左の事務を掌る。

一 家具製造業者及び供給の調査選定、供給の入札並びに契約の締結に関する事項。

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第二十三條 金属化工契約課においては左の事務を掌る。

一 建設資材として用いられるべき金属製品、洋灰類、塗料、顏料、薬品及化粧工雑品の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入札並びに契約の締結に関する事項。

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第二十四條 建材契約課においては左の事務を掌る。

一 砂砾、粘土、煉瓦類及び床墊派材料等他の課の所管に属しない建設資材の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入札並びに契約の締結に関する事項。

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第二十五條 電氣資材契約課においては左の事務を掌る。

一 電氣資材器具の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入札並びに契約の締結に関する事項。

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第二十六條 管工事資材契約課においては左の事務を掌る。

一 排水・暖房・通風・衛生及び温水施設用資材器具の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入札並びに契約の締結に関する事項。

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第二十七條 設備器具契約課においては左の事務を掌る。

一 冷蔵庫、冷凍器具、掃除器具、洗濯器具、医療用具、消防器及び消防自動車の備品の製造業者及び供給者の調査選定、供給の入札並びに契約の締結に関する事項。

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第三十八條　用ひ契約業においては左の事務を掌る。

一、農商類、窓櫻類、食器其の他日常雜品及び地課の所管に付しない雜品の製造業者及卸供給者の調査選定、扶助の入札、並びに契約の締結に關する事項。

二、支局の右の同連業者の監督に關する事項。

第三十九條　役務調査課においては左の事務を掌る。

一、役務扶助者の調査選定に關する事項。

二、地課の行當に屬しない事項。

三、支局の行う同種業者の監督に關する事項。

第三十條　役務入札課においては左の事務を掌る。

一、役務扶助の入札に關する事項。

二、支局の行う同種業者の監督に關する事項。

第三十一條　役務契約課においては左の事務を掌る。

一、役務扶助の施行に關する事項。

二、接収命令の施行に關する事項。

三、接収不動産の所有確認に關する事項。

四、地課の行當に屬しない事項。

五、支局の右の同連業者の監督に關する事項。

第三十二條　不動產調査課においては左の事務を掌る。

一、接収認定の不動產の調査選定に關する事項。

二、接収命令の施行に關する事項。

三、接収不動産の所有確認に關する事項。

四、地課の行當に屬しない事項。

五、支局の右の同連業者の監督に關する事項。

第三十三條　不動產契約課においては左の事務を掌る。

一、接収不動產の賃貸契約又は賣買契約並びに之に伴う補償契約締結に關する事項。

二、接収に伴う各種動產の賃貸契約又は賣買契約締結に關する事項。

三、支局の行う同連業者の監督に關する事項。

第三十四条 技術局に左の部課を置く。

設計部

建築課

土木課

電氣課

機械課

備品課

總司令部課

企画部

需品預算課

不動產評價課

工事預算課

誰特工事預算課

發勞費算課

試驗課

第三十五條 建築課においては左の事務を掌る。

- 一 建築工事の設計及び審査に関する事項
- 二 他の部課の所管た局しない事項

第三十六條 土木課においては左の事務を掌る。

- 一 上下水道又は造園を含む土木工事の設計及び審査に関する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第三十七條 電氣課においては左の事務を掌る。

- 一 電氣工事の設計及び審査に関する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第三十八條 機械課においては左の事務を掌る。

一 涼冷房及び衛生施設等の機械工事の設計及び審査に關する事項
二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十九條 備品課においては左の事務を掌る。

一 備品の設計及び審査に關する事項

二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第四十條 諸司令部課においては左の事務を掌る。

一 總司令部の指示に依る型式の標準圖面及か其様書の作成に關する事項

第四十一條 善品積算課においては左の事務を掌る。

一 善品の製造に必要な資材、労務、賃料その他の積算に關する事項

二 地課の所管に屬する事項

三 支局の行う同種業務監督に關する事項

第四十二條 不動産評價課においては左の事務を掌る。

第四十三條 一 不動産の原價、賣買價格、貸賃價格及び各種補償價格の評價に關する事項
二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第四十四條 一 事務積算課においては左の事務を掌る。

二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第四十五條 一 中小工事並びに維持工事に必要な資材、労務、工費その他の積算に關する事項
二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第四十六條 一 各種設備の契約に必要な資材、労務、工費その他の積算に關する事項
二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

二 支局の行う同種業務の監督に關する事項
第四十六條 試験課においては左の事務を掌る。

一 品質の改善、生産費の低下及び所要生産資材の減少を目的とする研究
究に關する事項

二 需品、資材及び器具の試験又は承認に關する事項

三 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第四十七條 促進局に左の部課を置く

工事設営促進部

地方工事促進課

東京地區工事促進課

機械促進課

生産促進部

木材課

水材課

織美課

金属化工課

建材課

電氣資材課

管工事資材課

設備器具課

用品課

一般促進部

考査課

原本課

監督課

耐久課

倉庫課

第四十六條 地方工事促進課においては左の事務を掌る。

- 一 東京地区を除く本廳担任地域における工事の促進に關する事項
- 二 他の部課の所管に屬しない事項

第四十九條 東京地区工事促進課においては左の事務を掌る。

- 一 支局の行う同種業務の監督に關する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に關する事項
- 三 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第五十條 役勢契約の履行の促進に關する事項

- 一 役勢契約の履行の促進に關する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第五十一條 木材課においては左の事務を掌る。

- 一 木材、家具を除く木材製品及び梱包用薬工品の生産の促進に關する事項

事務

二 他課の所管に屬しない事項

三 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第五十二條 家具課においては左の事務を掌る。

- 一 家具の生産の促進に關する事項

二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

三 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第五十三條 金属化工課においては左の事務を掌る。

一 建設資材として用ひらる金屬製品、洋灰類、塗料、顏料、漆器及び

化工雜品の生産の促進に關する事項

二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

三 支局の行う同種業務の監督に關する事項

四 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第五十五條 暗氣資材課においては左の事務を掌る。

- 一 電氣資材器具の生産の促進に関する事項。
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第五十六條 管工事資材課においては次の事務を掌る。

- 一 蒸排水、暖房、通風、衛生施設に温水施設用資材器具の生産の促進に関する事項。
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第五十七條 設備器具課においては次の事務を掌る。

- 一 冷蔵庫、冷凍器具、掃除器具、洗濯器具、庭園用具、消防器具又は消防自動車の備品の生産の促進に関する事項。
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第五十八條 用品課においては次の事務を掌る。

- 一 敷物類、窓掛類、食器其の他日常雑品及び他課の所管に属しない雑品の生産の促進に関する事項。
- 二 他課の所管に属しない事項。
- 三 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第五十九條 考査課においては次の事務を掌る。

- 一 請負業者の業績の調査及び等級に関する事項。
- 二 他課の所管に属しない事項。

第六十條 見本課においては次の事務を掌る。

- 一 連合國軍より見本承認取付け及び認承傳達に関する事項。
- 二 見本の受理、蒐集、変更、配分、展示及び保管に関する事項。
- 三 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第六十一條 監督課においては次の事務を掌る。

- 一 契約及び保障條款の解釋、苦情の申出受理及び解決に関する事項。
- 二 支局の行う同種業務の監督に関する事項。

第六十二條 配分課においては左の事務を掌る。

- 一 基礎原料の配分順位決定及び緊急缺乏物資の割当其の他資材の配当に關する事項
- 二 務務及び輸送に關する緊急需要の受付並びに之が優先順位変更の指示に關する事項

第六十三條 水陸運課においては左の事務を掌る。

- 三 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第六十四條 倉庫課においては左の事務を掌る。

- 一 設営用資材及び備品の倉庫保管、管理並びに出入に關する事項
- 二 支局の行う同種業務の監督に關する事項

第六十五條 事業局に左の部課を置く。

経営部

運輸保管課

藝能課

建設機械直営課

管理課

労務課

雇傭契約課

労務課

厚生課

第六十六條 運輸保管課においては左の事務を掌る。

- 一 本廳所有的貨物自動車の貨物輸送並びに之の維持修理に關する事項
- 二 直営業務用物資の出庫納入、保管、梱包及び検査に關する事項

三 他の部課の弁管に属しない事項

四 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第六十七條 藝能課においては左の事務を掌る。

一 藝能の契約に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第六十八條 建設機械直営課においては左の事務を掌る。

一 建設機械及び其の部品の運用に関する事項

二 建設機械の監督者及び作業員の訓練に関する事項

三 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第六十九條 管理課においては左の事務を掌る。

一 直営誰持管理業務其の他役務の實施に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第三十條 雇傭契約課においては左の事務を掌る。

八六

一 建合國軍被傭人の雇傭に関する事項

二 勞働組合に関する事項

三 他の部課の所管に属しない事項

四 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第五十一條 勞働課においては左の事務を掌る。

一 建合國軍被傭人の労働管理に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

三 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十三條 厚生課においては左の事務を掌る。

一 連合國軍被傭人の福利厚生に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

第三十三條 厚生課においては左の事務を掌る。

一 連合國軍被傭人の福利厚生に関する事項

二 支局の行う同種業務の監督に関する事項

